

ふじさわ慎也一般質問 質問事項と質問要旨 サマリー

【質問事項】

1 被災者・被災地支援について

【質問要旨】

- ・ 住宅支援を含めた県独自の災害支援制度について知事の所見を伺う。
- ・ 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについて、なぜ国に手続を行わないのか、理由を伺う。

【質問事項】

2 県立図書館の再編について

【質問要旨】

- ・ 県立図書館お再編について、どのように考えているのか。改めて知事の見解を伺う。

【質問事項】

3 医療分野の「民主主義のワナ」の解消に向けて

【質問要旨】

- ・ 「民主主義のワナ」を警告する知事は、医療の受給者である県民の意識改革にリーダーシップを発揮すべきと考えるが、見解を伺う。

【質問事項】

4 不要・不急な110番通報について

【質問要旨】

- ・ 例年110番通報の約3割が不要・不急の通報であり、本当に必要な通報を妨げるおそれがある。そこで、より一層の#9110の活用周知とともに、不要・不急の110番通報を撲滅するための県民への啓発対応をどのように行うのか警察本部長に伺う。

【質問事項】

5 ビッグデータの活用について

【質問要旨】

- ・ 県として、ビッグデータの活用についてどのように考えているのか伺う。
- ・ 多くの期待のある公共データの公開、オープンデータを今後県としてどのように進めていくのか伺う。

【質問事項】

6 県立高校の日本史教科書選択問題について

【質問要旨】

- ・ 指導資料集の中身、今後の方向性について教育委員会委員長に伺う。
- ・ 教育委員会の委員長が1年毎に替わる慣例について、問題ないと考えているのか、今後改革する考えはあるのか。教育委員会委員長に伺う。

【質問事項】

7 県立近代美術館の更なるホスピタリティの向上について

【質問要旨】

- ・ より一層の美術館のホスピタリティの向上の為にリニューアルオープン後の県立近代美術館がどのように取り組んでいくのか。
(①美術館の夜間会館 ②移動美術館の開催 ③ニーズの把握 ④美術館のPR)
- ・ 博物館等、県内各施設では、どのように取り組むのか。

【質問事項】

8 農業分野の研究、技術開発の人材確保について

【質問要旨】

- ・ 本県の農業を支える研究開発、技術開発・革新を進める人材確保について今後どのように進めていくのか伺う。

【質問事項】

9 埼玉スタジアム2002の今後について

【質問要旨】

- ・ 新国立競技場の整備に伴い埼玉スタジアム2002の注目度、利用頻度の低下が懸念される。その対策をどのように考えているのか。
- ・ 埼玉スタジアムの最寄り駅である浦和美園駅からスタジアムを中心とした地域の開発も含めて、埼玉スタジアムの今後の魅力向上、利用促進をどのように進めていくのか。

【質問事項】

10 シラコバトの保護について

【質問要旨】

- ・ シラコバトの保護についてどのように進めていくのか、どのように県民の皆様に興味、関心を持ってもらうのかについて伺う。

【質問事項】

1 被災者・被災地支援について

【質問要旨】

- ・ 住宅支援を含めた県独自の災害支援制度について知事の所見を伺う。

【答弁要旨】

まず、「被災者・被災地支援について」のお尋ねです。

藤澤議員が、発災直後にいち早く被災者の声を聞き、ボランティアとしてがれきの片づけをはじめ、生活再建の支援に当たられたことに敬意を表したいと思います。

私も翌日に被災地入りして被害の状況を目の当たりにして、甚大な被害に驚いたところでございます。

こうした状況を踏まえて、議員御指摘のように国の制度を補う独自の支援制度について、検討が必要ではないかと思いました。

制度設計に当たっては、過去の災害での対応に加え、今後起こりうるであろう大規模災害の規模や財政負担、また、火災保険などで地道に掛け金を払っている人との整合性、こういうものを加えて検討しなければならないのかなと思っております。

県民相互の扶助制度とちてのレベルが、どの程度がふさわしいか、適切かということも、市町村からの意見も踏まえて、しっかり対応していきたいと思えます。

独自の支援制度については、被災者生活再建支援法の対象にならない全壊10世帯未満の被災地への支援や、住宅支援などの項目について対応を検討する必要があると思えます。

被災地の市長さんや町長さんからも話をいただいております。早急に市長会や町村会と、独自の災害支援制度についての協議を始めようと思っております。

【質問事項】

1 被災者・被災地支援について

【質問要旨】

- ・ 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについて、なぜ国に手続を行わないのか、理由を伺う。

【答弁要旨】

御質問1「被災者・被災地支援について」お答え申し上げます。

9月2日に発生した竜巻被害が甚大であることを受け、県では国と協議し、その日のうちに災害救助法を適用いたしました。

災害救助法を適用すると、全壊世帯に応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供し、その費用の一定割合を国が負担することになります。

今回の場合も県の判断により、民間賃貸住宅を提供することは可能とも考えられます。

しかし、災害救助法の運用について、厚生労働省は、公営住宅の提供が原則であり、公営住宅が足りない場合に限り、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供できるとの見解でございます。

念のため、現在文書で確認のための照会をいたしておりますが、いまだ回答はございません。

このため、県の判断で民間賃貸住宅を提供した場合は、国庫負担が受けられず、県単独の支援となる可能性がございます。

従いまして、国庫の支援を受けられない民間賃貸住宅の提供については、これからの市町村と検討する支援制度の議論の対象ともなると考えられますので、今後市町村と協議をしてみたいと存じます。

【質問事項】

2 県立図書館の再編について

【質問要旨】

- ・ 県立図書館の再編について、どのように考えているのか。改めて知事の見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、「県立図書館の再編について」のお尋ねでございます。

御指摘のように、浦和県立図書館をはじめ現在の県立図書館3館は、開館後30年から50年を経過しており、図書館をめぐる環境は当時と大きく変わっております。

この間、県立図書館は市町村立図書館の充実に合わせて専門的な図書に重点を移してきました。そして今、役割や機能についても、時代の変化に合わせてどんな形にしていくのかというところを考えているところでございますが、基本的には、県民が必要とする情報がより高度で専門的になっておりますので、また、IT技術の進歩が格段に進んでいますので、そうしたことを踏まえて、県立図書館の構造を一新すべきではないかと思っております。

加えて、御指摘にもありましたように、平成27年度までの耐震改修の期限が迫っておりますので、すぐにでもやらなければならない、このように思っております。

そこで、これからの県立図書館が、専門的な見地から県民や企業のイノベーションを支援する情報の拠点になるべきだ、そのため、現在の3館の機能を集約して、できるだけ県民や県内中小企業の課題解決をワンストップで支援する新しいタイプの県立図書館になるべきではないかと提案しているところでもございます。

また、専門的な図書や情報を豊富にそろえるとともに、未来に引き継ぐべき図書の保存・活用するアーカイブ機能も充実させる必要があると思っております。

その上で、司書の情報能力やIT技術を活用し、市町村立図書館に対する支援のほか、新規事業を検討している中小企業など、企業や県民からの専門的な調査・相談に対応ができるようにするということが重要だと思っております。

また、新県立図書館は、北部エリアの市町村立図書館をカバーすることができるよう、

現在、検討を進めている北部地域振興交流拠点施設に、次世代産業支援施設と一体的に整備したいと考えています。

図書館と次世代産業支援施設が密接に連携することで、これまでにないイノベーション支援ができるのではないかと考えております。

例えば、海外展開を期待している中小企業に、産業支援施設が技術支援を行って、図書館が海外ビジネス情報を提供するなどのことを考えております。

また、久喜図書館については、県立3館の中でも最も利用者が多く、地元自治体から存続の御要望もいただいております。

県立図書館の再編については、久喜図書館の耐震改修も含め、県議会にお諮りしながら早急に整備を進めてまいります。

【質問事項】

3 医療分野の「民主主義のワナ」の解消に向けて

【質問要旨】

- ・ 「民主主義のワナ」を警告する知事は、医療の受給者である県民の意識改革にリーダーシップを発揮すべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁要旨】

最後に、「医療分野の『民主主義のワナ』の解消に向けて」についてのお尋ねでございます。

ジェームズ・ブキャナンは、政府、政治家は有権者の支持を得るために、常にバラマキ的な政策をとりがちで、結果として財政赤字を生むというような指摘をしております。

こうした民主主義国家のわなから脱出するには、行政サービスの負担と受益の関係というものを、国民、県民に常に明らかにすることが重要だと思っております。

例えば国税庁の資料によると、平成23年分の平均給与は409万円になっています。そのうち所得税などが約30万で、合計60万円の負担です。

一方、受益を見ると、保育サービスは1人約57万円かかっています。

また、教育には、公立の小学校で約77万円、中学校では91万円、高校では97万円かかっています。

したがって、小学生1人と中学生1人のお子さんがいれば、教育費だけでも約168万円の公費が投じられていることとなります。

なかなか168万円の税金や保険料を納めている方はいません。

また、基礎年金も1年間に給付される額が約79万円ですが、そのうち2分の1は税金です。

医療費助成についても、県内市町村でも子育て支援の一環として、助成の拡大競争が行われている実態があります。

そこでは県と市町村で合わせた分がいくらになるかということで言えば、約219億円のコストがかかっていることになります。

このことが御指摘もありましたように、受診回数の拡大や医療の疲弊を招いているのではなかろうかというお話にもなっています。

私自身は、医療費が多くかかる小学校就学前まで重点的に助成するのが適当だということで、県はこのレベルに関してはしっかりと支えているつもりでございます。

一方、親の所得により子供の健康に格差が生じており、この格差は医療費無料化でも食い止められないという研究もございます。

国立社会保険・人口問題研究所が貧困層と非貧困層に分けて調査した結果、2歳時点で入院を経験した子供の割合は貧困層が11.85%と、非貧困層の9.15%よりも30%高かったそうです。

また、ぜんそくによる通院割合は1歳時点で貧困層が4.36%と、非貧困層の3.22%よりも35%高かったということでございますので、医療費の無料化と健康ということに関しては、必ずしも相関関係はないというような指摘を言っております。

同研究所の阿部 彩 部長は、親の所得上昇、雇用確保などを含めた多面的で抜本的な貧困対策がひつようだと、そのことが健康につながるということも言っております。

政治家は、現状をデータに基づいて詳細に分析し、有権者に正しく説明する必要があるかと思えます。

こうした側面や受益と負担の関係をしっかり見極めて助成を行う必要があると思っております。

私は最小限度、医療費の明細の中に保険料の分を含めていくらなのか、自己負担がいくらなのか、また無料の場合でも、保険料の市町村や県の負担がいくらなのかについて明細が出るようにすれば、おのずから医療費の金額についても意識するようになると思っております。

「タダだから、何でもいから行っておいで」というセリフはなくなると思えます。

また、救急車の有料化については、医療関係者などからも軽症者に関しては有料化を検討すべきではないかという意見が出ております。

一方で、安易に有料化すると、緊急を要する場合にためらって救急車を呼ばないような事態を生じるのではないかという反対意見もあります。

また、逆に「お金を払うのだから」という意識でかえって救急搬送が増大しないかとも言われておりますので、こうした部分についてはいろいろなアンケートやデータをしっかり調べて考えなければならず、慎重に取り扱うべきだと思っております。

今回、議員から医療の在り方に関して大変意義深い御提言をいただきました。

現在の限りある医療資源と医療保険制度を守り支えるために、県民、医療関係者、行政がそれぞれ役割を果たしていくべきだと思っております。

また、本県医療の厳しい状況や受益と負担の関係を見える形で示し、県民の皆様に本気で議論ができるよう、説明をしていきたいと思っております。

【質問事項】

4 不要・不急な110番通報について

【質問要旨】

- ・ 例年110番通報の約3割が不要・不急の通報であり、本当に必要な通報を妨げるおそれがある。そこで、より一層の#9110の活用周知とともに、不要・不急の110番通報を撲滅するための県民への啓発対応をどのように行うのか警察本部長に伺う。

【答弁要旨】

御質問4「不要・不急な110番通報について」お答えを申し上げます。

県警察では、110番通報に迅速・的確に対応するため、パトカー等の機動力を生かし、事件・事故現場への早期臨場を図り、負傷者等の救護、被害の拡大防止、被疑者の早期検挙に努めております。

議員ご指摘のとおり、不要・不急の通報は、円滑な通信指令業務の支障となっており、突発的な豪雨や竜巻など特殊な状況においては、通報が集中し、一時的につなげにくくなるおそれがあるため、110番受理台の増設等、受理体制の整備を図るとともに、不要・不急の情報を少しでも減らす取組みを進めてきたところであります。

ご指摘の警察相談専用電話「#9110」の県民への周知につきましても、毎年、9月11日、「警察相談の日」キャンペーンや、交番・駐在所だより、県警ホームページへの掲載など、年間を通じ利用促進に取り組んでおります。また、毎年、1月10日の「110番の日」を中心に、110番通報の正しい理解と適切な利用を呼びかける広報・啓発活動を積極的に行っております。

更に、県警察では、虚偽通報や無言電話等の悪質な行為に対しては、刑法の偽計業務妨害罪や軽犯罪法の虚偽申告罪等を適用して検挙するなど、厳しい方針で臨んでおります。

こうした取組みの結果、不要・不急の通報割合は、平成24年中、28.2パーセントと前年に比べ3.4ポイントの減少、本年上半期は、前年同期に比べ、2.1ポイントの減少となっております。

県警察といたしましては、不要・不急の110番通報を減らすために、防犯指導や、交通安全教室等あらゆる機会を利活用し、県民に対する、より多角的な広報・啓発活動を推進するとともに、迅速・的確な110番通報の対応を努めてまいります。

【質問事項】

5 ビッグデータの活用について

【質問要旨】

- ・ 県として、ビッグデータの活用についてどのように考えているのか伺う。
- ・ 多くの期待のある公共データの公開、オープンデータを今後県としてどのように進めていくのか伺う。

【答弁要旨】

御質問5「ビッグデータの活用について」お答えを申し上げます。

ビッグデータの活用は、IT技術の進歩によって様々な種類の膨大なデータを収集・分析できるようになったことから、今までになかったサービスの提供や行政課題を解決するツールとして期待されております。

本県では、すでに民間企業と連携してビッグデータを活用し道路整備や防災対策に取り組んでおりますが、この取組以外にも医療、福祉、農業、まちづくりなど様々な分野での活用が考えられます。

また、国においても、レセプト・健診情報等のビッグデータを活用して病気の予防に役立てる取組や、道路・橋梁等にセンサーを設置して社会インフラを管理するという取組を進めようとしています。

このように、ビッグデータの活用には新たな価値を創造する大きな可能性があります。

県といたしましても、ビッグデータを積極的に施策に活用していきたいと考えております。

次に、オープンデータへの取組でございます。

これまで、公共データの多くは紙ベースで提供してまいりました。

これからは、公共データを二次利用しやすい電子データの形で公開することで、様々なデータを組み合わせた活用が可能となり、民間企業による新たな事業やサービスの提供につながると考えております。

民間事業者からは、県に提出された各種開業届や廃業届の情報、地質に関するデータの二次利用しやすい形での公開を望む声があります。

このようなことから、本年8月庁内にオープンデータの活用を検討するワーキンググループを設置し、公開できる公共データのリスト作りを進めております。

今後、個人情報の保護に十分配慮し、公共データの公開拡大に努めてまいります。

【質問事項】

6 県立高校の日本史教科書採択問題について

【質問要旨】

- ・ 指導資料集の中身、今後の方向性について教育委員会委員長に伺う。
- ・ 教育委員会の委員長が1年毎に替わる慣例について、問題ないと考えているのか、今後改革する考えはあるのか。教育委員会委員長に伺う。

【答弁要旨】

御質問6「県立高校の日本史歴史教科書採択問題について」お答えを申し上げます。

いずれの教科書も、文部科学省の検定に合格したものではありませんが、昨年来の教科書採択にかかる教育委員会の審議の中で、歴史的事件や事象の扱いにおいて、書きぶりに幅があるという懸念が示されております。

そうした懸念を払拭するために、教科書の書きぶりを踏まえ、事務局に対して、教員が多面的・多角的な視点から、適切な教育指導を実践できるような指導資料集の作成を指示し、準備を進めているところでございます。

この指導資料集の作成には、子供たちが、自国の歴史や文化の良さを知り、我が国と郷土を愛する心、物事を公正に判断できる力を持ち、健やかに成長してほしいという教育委員の熱い思いと期待がこめられております。

したがって、来年度からの活用につきましても、事務局に指示をし、しっかりと取り組ませてまいります。

グローバル化が進む中で、我が国と郷土を愛する心を育てることは、一層大切になってくると認識しております。

今後とも歴史教育にしっかりと取り組んでまいります。

次に、教育委員会委員長の在任期間についてでございます。

法律により、原則として、委員の任期は4年、委員長の任期は1年とされております。

また、委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表することとされていません。

委員長には、教育行政の課題や教育委員会の職務権限に関する知見、委員としての経験が求められますことから、本県では、再任された場合でも、結果として、在任期間は1年

余りとなってきております。

委員長の在任期間や選出の在り方について、様々なご意見があることは承知いたしております。

いただきました御意見の趣旨を、全委員に伝え、共通認識を図ってまいりたいと存じます。

【質問事項】

6 県立高校の日本史教科書採択問題について

【質問要旨】

- ・ 指導資料集の中身、今後の方向性について教育委員会委員長に伺う。

【答弁要旨】

御質問6「県立高校の日本史歴史教科書採択問題について」お答えを申し上げます。

指導資料集につきましては、教育委員から事務局に指示があり、作成しているものでございます。

内容につきましては、教育委員から事務局に指示があり、作成しているものでございます。

次に、今後の方向性でございますが、教育委員の意見や一連の議論の中でいただいた御指摘を踏まえながら、国の見解や公式な統計資料等を盛り込み、充実を図ってまいります。

今後は、早期に完成させるとともに、学校に関しては、校長会議において、指導資料集作成の意義や活用についてしっかり周知をいたします。

また、教員に対しては、すべての高校を対象とした研修会において、その活用方法について周知徹底を図ってまいります。

その上で、来年度は教育課程研究協議会や研修会において、各学校の実践事例を収集、発表させるなど、その活用と検証に取り組んでまいります。

【質問事項】

7 県立近代美術館の更なるホスピタリティの向上について

【質問要旨】

- ・ より一層の美術館のホスピタリティの向上の為にリニューアルオープン後の県立近代美術館がどのように取り組んでいくのか。
(①美術館の夜間会館 ②移動美術館の開催 ③ニーズの把握 ④美術館のPR)
- ・ 博物館等、県内各施設では、どのように取り組むのか。

【答弁要旨】

次に、御質問7「県立近代美術館の更なるホスピタリティの向上について」お答えを申し上げます。

まず、「リニューアルオープン後の取り組み」についてでございます。

議員のお話にあります「ファミリー鑑賞会」につきましては、リニューアルオープン後も引き続き実施してまいります。

次に、「夜間開館」についてです。

夜間開館については、平成9年度から毎週金曜日に実施していましたが、利用者数の減少に伴い、平成22年度に終了いたしました。

平成24年度に実施した「草間彌生」企画展では、多くの方々に御覧いただくため、月曜の休館日もオープンしました。

今後とも、休館日の対応を含め、開館時間の弾力的な対応に努めてまいります。

次に、「移動美術館の開催」についてです。

近代美術館では、これまでも各市町村主催の展示会等に、美術作品の貸し出しを行っています。

今回の改修工事に伴う休館に当たっては、和光市と連携して移動美術館展を行います。

リニューアルオープン後は、広く県民の方々に美術作品を楽しんでいただけるよう可能な限り工夫してまいります。

次に、「ニーズの把握」についてです。

今後は、来館者に限らず、広く県民ニーズを把握するため、県政サポーターを対象としたアンケート調査などを実施してまいります。

次に、「美術館のPR」についてです。

現在、近代美術館では、ツイッターなどの新しいサービスを活用した情報提供にも力を入れています。

また、今年度から県の学芸員データベースの一環として、学芸員のプロフィールや業績を紹介するなど、学芸員の顔が見える美術館作りを進めています。

学芸員の個性や魅力をより身近に感じていただき、県民の方々が利用しやすい美術館として、積極手にPRに努めてまいります。

次に、「博物館等、県内の各施設では、どのように取り組むのか」についてです。

博物館などの社会教育施設におきましても、日頃から利用者の声を聞き、各施設の特色を生かしながら、ホスピタリティの視点を企画展示や利用者サービスに反映していくことが大切でございます。

例えば、川の博物館では、荒川の源流から河口まで1,000分の1に縮尺した「荒川大模型」があります。

普段は手に触れることはできませんが、平成24年度には目の不自由な方々を対象に、手で触れて体験していただく企画を実施しました。

今後とも県民のニーズを的確に捉え、積極的にPRに努めるとともに、職員が互いに智慧を出し合いながら、ホスピタリティの向上により一層努めてまいります。

【質問事項】

8 農業分野の研究、技術開発の人材確保について

【質問要旨】

- ・ 本県の農業を支える研究開発、技術開発・革新を進める人材確保について今後どのように進めていくのか伺う。

【答弁要旨】

御質問8「農業分野の研究、技術開発の人材確保について」、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、本県農業の基礎は技術力であり、その人材確保は極めて重要であります。

農業を取り巻く環境の変化に敏感に的確に対応し、埼玉農業の競争力を強化するため研究開発、技術革新を進める必要がございます。

そこで、課題に応じた職員の機動的な配置を進め、特に重点的に取り組むべき分野には必要な人材を配置しております。

例えば暑さに強い「彩のかがやき」の品質開発を急ぐため、水田農業研究所に4人の専任の研究者を配置し、研究開発の加速化に努めております。

このような専門的な知識、技術を持つ人材を将来を見据えた研究テーマの下に集め、緊急の課題にも柔軟に対応できる体制を組んでまいります。

また、民間や他県、国の機関との共同研究も進めております。

国の機関との研究協力で、芳香シクラメンにイオンビームを照射することにより、新たな花色を出現させることに成功しております。

このほか、民間の農器具メーカーと共同開発に取り組み、ネギの平床移植機を開発し、生産規模を5haにまで拡大した例もございます。

今後は民間の技術やノウハウを活用し、農業が新たな成長産業として県内産業をけん引していけるような先端技術研究にもチャレンジしてまいります。

さらに、最新の研究成果や生産技術を県内の産地に、適時適切に伝え、生産力のアップにつなげていくことも重要であります。

今年度、普及指導の高度化のために設置しております農業革新支援担当を大幅に拡充し、農林総合研究センターに常駐配置いたしました。

研究者と普及指導員の連携をこれまで以上に図ることにより、最新の研究成果や生産技術を現場にいち早く伝えてまいります。

こうした取組を更に進めることにより、試験研究機関の総合的な技術力を高め、埼玉農業の強みをいかに発揮できるよう必要な人材の確保に努めてまいります。

【質問事項】

9 埼玉スタジアム2002の今後について

【質問要旨】

- ・ 新国立競技場の整備に伴い埼玉スタジアム2002の注目度、利用頻度の低下が懸念される。その対策をどのように考えているのか。
- ・ 埼玉スタジアムの最寄り駅である浦和美園駅からスタジアムを中心とした地域の開発も含めて、埼玉スタジアムの今後の魅力向上、利用促進をどのように進めていくのか。

【答弁要旨】

御質問9「埼玉スタジアム2002の今後について」お答えを申し上げます。

埼玉スタジアム2002は、ワールドカップブラジル大会アジア最終予選の日本代表戦4試合全てが開催されるなど、アジアを代表するサッカースタジアムとして国内外で高い評価をいただいております。

また、本県のサッカー振興にも大いに寄与してまいりました。

御質問の「新国立競技場対策をどのように考えているのかについて」でございます。

まずは、現在、国立競技場で行われている全国高校サッカー選手権や天皇杯などの決勝戦の誘致を行い、新競技場の完成までに「サッカーの聖地」としてのブランド力を一層高めていきたいと考えております。

また、施設面では、平成25年3月に2台の大型ビジョンの改修が完了し、現在、スタンド部分にLEDによる帯状映像装置の設置を進めており、サッカーシーンの多彩な映像演出をしてまいります。

さらに、新国立競技場完成を見据えたスタジアムとするため、Jリーグや県サッカー協会などの関係者と施設の運営整備について意見交換を行い、欧州のスタジアムの優れた事例などを伺っているところです。

今後は、各方面からも御意見をいただき、これからを整備した上で魅力アップにつながる施設の運営整備などを検討してまいります。

次に、「スタジアム周辺地域の開発について」の御質問でございますが、アクセス性の向上と賑わいのあるまちづくりが重要と考えております。

浦和美園駅からスタジアム周辺を含めた地域では、都市再生機構により土地区画整理事業が進められており、現在、幹線道路が完成するなど事業進捗は約9割となっております。

南側エリアについては、浦和美園駅を中心に大型商業施設やマンションが立地し、基盤整備はほぼ完了しております。

また、スタジアム周辺など北側エリアについては、新たな大型商業施設の建築も始まっております。

しかし、スタジアム周辺の土地利用は、まだまだこれからであり、一層の促進を働きかけてまいります。

その中で、地元さいたま市や地権者と意見交換をしながら、埼玉スタジアムに足を運びたくなるような魅力あるまちづくりの形成が図られるようソフト面の対策を含めて検討してまいります。

【質問事項】

10 シラコバトの保護について

【質問要旨】

- ・ シラコバトの保護についてどのように進めていくのか、どのように県民の皆様に興味、関心を持ってもらうのかについて伺う。

【答弁要旨】

御質問 10「シラコバトの保護について」、お答えを申し上げます。

まず、シラコバトの保護をどのように進めていくのかについて、でございます。

平成24年度に県が実施した生息状況調査で、野外での生息が最も確認しやすい冬の調査で76羽まで減少していることがわかりました。

そこで、昨年12月に専門家による保護対策検討会議を立ち上げ、具体的な保護計画の策定に向けた検討を進めてまいりました。

まず今年度は、シラコバトがどのような環境で生息し、行動しているのか、何を主食としているのかなどの調査を実施してまいります。

この調査の一環として、県のホームページやラジオ番組を通じて、県民の皆様にも目撃情報の提供を広く呼びかけています。

その結果、これまでに41件の貴重な目撃情報が寄せられています。

こうした調査を踏まえ、保護増殖の目標数や方法を定める保護計画を今年度中にまとめる予定です。

一方、東松山市のこども動物自然公園など県内4つの動物園において、現在91羽のシラコバトを飼育しております。

シラコバトは環境が整えば、増殖が比較的容易であることが動物園で確かめられています。

将来的にシラコバトを野生に復帰させることも念頭において、動物園での保護増殖についてはしっかり進めてまいります。

次に、どのように県民の皆様に興味、関心を持ってもらうかについて、でございます。

シラコバトを県内の学校等で保護、飼育するという議員からいただいた御提案につきましては、早速、教育委員会と協議してまいります。

また、動物園以外にも県施設などに展示箇所を設け、できるだけ多くの県民の皆様にご覧いただく機会を増やしてまいります。

コバトンを活用した取組としては、コバトンとシラコバトを組合せたロゴマークを作成し、職員の名刺、環境関連の刊行物や事務用封筒に使用し、シラコバトの保護を広く呼びかけてまいります。

その他、シラコバトを飼育している動物園と連携したイベントの開催、コバトンを先頭に「シラコバトファンクラブ」を結成するなど、多くのアイデアが出ています。多くの県民の皆様がシラコバトを応援していただけるよう、さらに知恵をしばってまいります。

コバトンにも頑張ってもらいまして、このピンチを県内の希少な動物の保護への理解を広めていくチャンスにしていきたいと考えております。